

第37回（平成28年度）北海道麦作共励会実施要領

1. 趣　　旨

麦の生産改善を図るために、麦作農家の良質麦生産意欲の高揚と生産技術及び品質向上、経営の改善を推進することが重要である。このため、北海道麦作共励会を開催し、生産技術あるいは経営改善の面から創意、工夫を持ち先進的で他の範となる麦作農家及び麦作集団を表彰し、その業績を広く紹介するものとする。

2. 主 催 団 体

主　　催　一般社団法人 北海道米麦改良協会
後　　援　北海道、北海道農業協同組合中央会
　　　　　ホクレン農業協同組合連合会、北海道製粉連絡協議会、北海道農産物集荷協同組合

3. 対 象 地 域

北海道米麦改良協会の地区協会9地区を対象とする。

4. 部　　門

共励会は個人および集団別に以下の部門毎に行う。

- (1) 第1部：畑地における秋播小麦。
- (2) 第2部：水田転換畑における秋播小麦。
- (3) 第3部：全道における春播小麦。

5. 参 加 資 格

(1) 個　　人

次の要件を満たす農家であること。

- 1) 当該年産を含む、3カ年の平均作付面積がおおむね2ha以上であること。
ただし、春播小麦についてはおおむね1ha以上とする。
- 2) 当該年産小麦の10a当たり収量が当該市町村の平均収量以上であること。
- 3) 省力的な麦作を行っており、品質もすぐれ麦生産技術の向上が顕著であること。
- 4) 作付品種が北海道の優良品種であること。

(2) 集　　団

次の要件を満たす集団であること。

- 1) 生計を異にするおおむね5戸以上で、栽培技術の取り組みが一致性を有し、圃場管理技術の実施等においても、省力化や品質向上面で共同して効率化を図っている集団であること。該当する農業法人も含むものとする。
- 2) 当該年産を含む、3カ年の平均作付面積がおおむね20ha以上であること。
ただし、春播小麦についてはおおむね10ha以上とする。
- 3) 当該年産小麦の10a当たり収量が当該市町村の平均収量以上であること。
- 4) 省力的な麦作を行っており、品質もすぐれ麦生産技術の向上が顕著であること。
- 5) 作付品種が北海道の優良品種であること。

6. 参加手続と全国麦作共励会への推薦

- 1) この共励会への参加は、市町村米麦改良協会より地区米麦改良協会へ推薦し、地区協会は選考のうえ全道共励会へ推薦するものとする（推薦調書様式は別に定める）。
- 2) 全道共励会において、各部1位の個人・集団1点を、全国麦作共励会の参加資格基準に基づき推薦するものとする。
全国麦作共励会参加基準
(個人)
当該年産麦の作付面積が、2ha以上であること。
(集団)
当該年産麦の作付面積が、10ha以上であること。
- 3) 麦作共励会において、原則として過去3カ年以内に農林水産大臣賞を授与されたことがないこと。

7. 審査

審査は、別に定める審査基準により行うものとする。
なお、品質評価として、蛋白、灰分、容積重、FNの4項目の分析を行う。

8. 審査委員会

この共励会に審査委員会を設け審査にあたる。
審査委員は、関係機関・団体の長が推薦する適職に、主催団体である北海道米麦改良協会が就任を依頼し、本人の了解を得て承認する。
審査委員長は、審査委員会で互選することを基本とする。

9. 表彰

審査の結果、その成績が優良と認めたものを表彰する。
委員長が必要と認めたときは、他の機関及び団体の表彰下付を受けるものとする。

10. その他の事項

この要領に定めていない事項については、必要な都度委員長が別に定める。